

西多摩地区市町村からのお知らせ！

事業者(給与支払者)には、住民税の特別徴収義務があります

●住民税の特別徴収とは

事業者が、従業員の毎月の給与から住民税を天引き（特別徴収）して、市町村に納めていただく制度です。

西多摩地区市町村では納税の公平性と納税者の利便性向上を図るため、地方税法第321条の4、並びに各市町村の条例などの規定により、平成23年度から所得税の源泉徴収義務がある全事業者を対象に住民税の特別徴収義務者指定を開始しています。

●事業者の方の事務

☆ 〈1月末〉市町村に給与支払報告書を提出→〈5月中旬〉市町村が納税通知書及び納入書を送付→〈6月の給料日〉最初の天引き（翌年5月まで毎月）→〈7月10日〉納期限（天引きした翌月10日）

※所得税の源泉徴収とは異なり、給与天引きする額は市町村から通知しますので、所得税のような税額計算や年末調整をする手間はかかりません。

●従業員の方のメリット

☆ 年4回払いの普通徴収より年12回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。

☆ 毎月給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります。

●特別徴収義務者に指定されると、法令では次の理由などで普通徴収にすることはできません。

☆ 従業員又は事業者が普通徴収による納付を希望している。

☆ 経理担当者がいない又はシステムが対応していないなど、業務に対応できない。

☆ 非正規雇用の従業員である。

☆ 他市町村では特別徴収義務者に指定されていない。

◇西多摩地区構成市町村

福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村・青梅市

問合せ先 福生市 市民部 課税課 市民税係

042-551-1610（直通）